

# 下川町議会基本条例 (逐条解説)

—第3版—

令和5年4月  
下川町議会



## ○はじめに

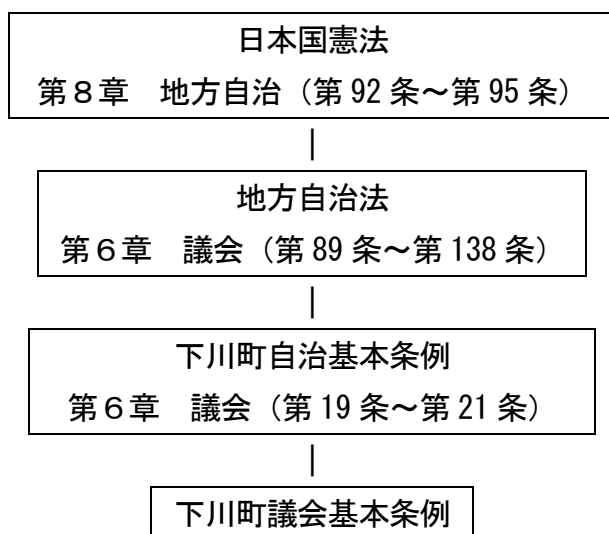
地方議会は、日本国憲法第 8 章「地方自治」中の第 93 条第 1 項及び地方自治法第 6 章「議会」中の第 89 条第 1 項の規定に基づき設置されている機関です。

地方議会は、首長とともに二元代表制の一翼を担う機関として、地方公共団体の意思決定及び執行機関を監視する機能を持ち、緊張関係を保持していくことで、地方自治の適切な運営に寄与しています。

令和 3 年 3 月定例会において、議員発議により「下川町議会基本条例」が議決、制定されましたが、これは、議会の主体制と機動制を高めていくことで、町民の代表としての負託に応えていくとともに、緊急を要する事態への対応など、効率的かつスピード感を持った議会運営の推進並びに議会及び議員活動の活性化を図ることを目的としているものです。

また、下川町議会基本条例制定の根底にある理念は、「町民とともに育てる条例」であるということであり、議会として適切な情報公開を行いながら、町民の声に耳を傾け、その意思を確認していくことが必要であり、皆さまのご理解とご協力が不可欠であることを深く認識し、議会運営を進めていくものであります。

## 下川町議会基本条例の位置付け



# 下川町議会基本条例の構成

## 前文

|

## 第1章 総則

第1条 目的 / 第2条 基本理念

|

## 第2章 議会及び議員の活動原則

第3条 議会の活動原則 / 第4条 議員の活動原則 / 第5条 委員会の活動原則  
第6条 議員研修の充実強化 / 第7条 議員の政治倫理

|

## 第3章 議会の会期と運営

第8条 通年議会 / 第9条 議長、副議長の所信表明 / 第10条 傍聴等の原則  
第11条 災害等への対応 / 第12条 議会事務局の体制強化

|

## 第4章 町民と議会の関係

第13条 情報の公開 / 第14条 通報者の保護等 / 第15条 町民の参加と連携  
第16条 議会環境の整備 / 第17条 広聴広報活動の充実  
第18条 議会白書と公表

|

## 第5章 町長等と議会の関係

第19条 町長等と議会、議員の関係 / 第20条 文書質問  
第21条 政策形成過程等の説明 / 第22条 事業別説明資料の提出  
第23条 評価の実施 / 第24条 政策提言活動の強化 / 第25条 議決事件

|

## 第6章 議員定数及び議員報酬

第26条 議員定数及び議員報酬

|

## 第7章 最高規範性及び議会改革の推進手続

第27条 最高規範性 / 第28条 附属機関の設置 / 第29条 議会改革の推進

|

## 第8章 補則

第30条 委任

# 下川町議会基本条例

(令和3年3月17日条例第1号)

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 議会及び議員の活動原則(第3条―第7条)
  - 第3章 議会の会期と運営(第8条―第12条)
  - 第4章 町民と議会の関係(第13条―第18条)
  - 第5章 町長等と議会の関係(第19条―第25条)
  - 第6章 議員定数及び議員報酬(第26条)
  - 第7章 最高規範性及び議会改革の推進手続(第27条―第29条)
  - 第8章 補則(第30条)
- 附則

下川町議会(以下「議会」という。)は、町民によって選ばれた議員で構成し、下川町自治基本条例(平成18年下川町条例第19号)による議会の役割と責務に基づき、町長をはじめとするすべての執行機関(以下「町長等」という。)と緊張関係を保持しながら、町の意思決定機関であることを認識して活動します。

また、議会は、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、討議を通じて最も有益な結論に導いていく責務があります。

よって、議会は、「開かれた議会、切磋琢磨する議会、自由で活発な議論が展開される議会、政策提言ができる議会、町民の声を行政に反映する議会」をめざすため、下川町自治基本条例に定める議会の理念に基づき、この条例を制定します。

### 【解説】

前文は、下川町議会が議会基本条例を制定するにあたっての背景や基本的な考え方、議会の目指すべき方向性など、地方自治体の議会としてのあるべき姿と現状を踏まえて、町民から負託された期待に応えるため、議会としての決意を表明することを述べるために置いています。

下川町議会は、平成27年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取り組みを進めてきたところですが、本条例は、こうした取り組みを明確にして進めていくための指針として策定したものになります。

また、条文は、柔らかく平易な表現とするため「ます体」を採用しています。

#### [参考]

議会基本条例の制定にあたって、前文で「下川町自治基本条例による議会の役割と責務に基づき」と記載しています。これは、自治基本条例が、町政運営における最高規範と位置付けられ、町及び議会は、この条例の趣旨を尊重し、他の条例等の制定、改正及び廃止を行うこととされていますので、自治基本条例の趣旨に基づき議会基本条例が制定されていることを明確にしているものです。

自治基本条例において、議会に関して規定しているのは、第 6 章で、その条文は以下のとおりとなっています。なお、第 20 条の 2 の規定は、議会基本条例を制定するにあたり、自治基本条例上との整合性を図るために、議会基本条例の制定に併せ追加した条文になります。

#### ○下川町自治基本条例

##### 第 6 章 議会

##### (議会の基本的事項)

第 19 条 議会は、町民の直接選挙により選ばれた議員によって構成する下川町の意思決定機関です。

2 議会は、町の町政運営を監視し、牽制する機能を果たします。

3 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定、改正、廃止及び予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有します。

##### (議会の役割と責務)

第 20 条 議会は、常に町民の意思が町政運営に反映されることを念頭において活動します。

2 議会は、その権限を行使することにより、下川町の発展及び町民の福祉の向上に努めます。

3 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、積極的に活動します。

4 議会は、町民の意思反映を図るため、下川町の施策の検討や調査等の活動として、町民との対話の機会を設けます。

5 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者と意見を交換する機会を設けます。

##### (議会基本条例)

第 20 条の 2 議会は、前条に掲げた議会の役割と責務の理念を具体化するため、別に下川町議会基本条例を制定します。

##### (情報の公開)

第 21 条 議会は、議会が保有する情報を公開するとともに、町民との情報の共有を図り、開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすように努めます。

2 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定めて、議会の役割を明確にするとともに、町民福祉の増進と持続的なまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

#### 【解説】

議会が、この条例を制定する目的を示すもので、議会・議員活動の活性化に必要な基本事項を定め、町民福祉の増進と持続的なまちづくりの進展に寄与することを定めています。

### (基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託に応え、大局的な視点から意思決定し、真の住民自治の実現に取り組みます。

- 2 議会は、政策形成及び提言機能を積極的に果たします。
- 3 議会は、充実した議員討議を行って、議事機関としての責務を果たします。
- 4 議会は、町民の意思を町政に反映することを念頭において、議会の活性化に取り組みます。

#### 【解説】

- 1 議会が町民の代表機関であることを自覚して意思決定を行い、住民自治を行っていくことを定めています。
- 2 議会の持つ権能を有効に活用し、その役割を認識することを定めています。
- 3 議員間の討議を活発に行って審議していくことを定めています。
- 4 地域自治の主権が町民にあることを認識して議会運営していくことを定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性及び公開性を確保して活動します。

- 2 議会は、町政全般を把握し、適切な行財政運営について、監視、批判及び評価を行います。
- 3 議会は、町民の意見及び要望の把握に努めるとともに、政策立案、提言及び条例提案等を積極的に進めます。
- 4 議会は、意思決定に当たり、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、論点や争点を明らかにして、町民に対する説明責任を果たします。

- 5 議会は、議案の審議や行政に関する調査のために必要な内容について、知識経験等を有する者の協力を求めます。
- 6 議会は、町民にわかりやすく、かつ開かれた議会運営に努めるとともに、町民参加を実施します。
- 7 議会は、個人情報 の 適正な取扱いに留意することによって、個人の権利利益の保護に努めます。

**【解説】**

- 1 議会は合議制の議事機関と位置づけ、基本原則を明記しています。
- 2 適切な行政運営が行われているか監視し、批判及び評価することを定めています。(監視・批判は、非難、批評、論評ではなく、あくまでも町民全体の立場に立つてなされる文字通り正しい意味での監視、批判のことです)。
- 3 民意を反映した政策立案・提言、条例提案等を行うことを定めています。
- 4 議員間の討論から論点や争点を明らかにして、議会としての結論を出したときには、その結果を町民に説明することを定めています。
- 5 議会における審議に当たり、知識経験等を有する者や争点となっている分野の専門家等の出席を求めて議論を深めていくことを定めています。
- 6 開かれた議会運営と町民参加を保障することを定めています。
- 7 議会としても個人情報 を保護するための姿勢を対外的に明らかにし、個人の権利利益を保護していくことを定めています。

**(議員の活動原則)**

- 第4条 議員は、議会の構成員として、町の発展、町民福祉の増進をめざして活動します。
- 2 議員は、町民から負託された責務を深く自覚し、学びと議論を深め、自己の能力、資質の向上に努めます。
  - 3 議員は、町政の現状と課題について、町民に対して説明責任を果たすとともに、町民の意見を的確に把握して、これらを政策提言及び議会審議に生かします。
  - 4 議員は、議員独自及び議員の協力による調査研究を深め、政策、条例、意見等の議案を提出するよう努めます。

**【解説】**

- 1 議員は、町全体の町民福祉を増進することを念頭に置きながら活動していくことを定めています。
- 2 議員は、町民から選挙により選ばれていることの責務を自覚し、自己の能力、資質の向上に努めることを定めています。
- 3 議会での議論成果を町民に説明し、その民意を把握したうえで政策提言、議会審議に活かしていくことを定めています。



- 4 議員個人や議員間で検討や研修を実施し理解を深めることを認識しながら政策等に活かしていくことを定めています。

#### (委員会の活動原則)

第5条 下川町議会委員会条例(平成19年下川町条例第1号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、適切な運営により機動性を高めます。

- 2 委員会は、委員相互の自由で活発な議論によって、所管する課題について論点や争点を明らかにするとともに、積極的に政策提言を行うよう努めます。
- 3 委員会は、審査及び調査に当たっては、会議及び資料等を公開し、町民にわかりやすい議論を行います。
- 4 委員会は、町民に対し審査の経過及び所管する課題等に対処することを目的に意見交換会等を開催することができます。

#### 【解説】

- 1 議会の議論の場は議場のみでなく、議案等を委員会に付託して審議が行われることもありますが、各委員会の場においても効率的な審議を実施していくことを定めています。
- 2 委員長の審議進行のもと、議員間で自由な討議を行い、論点や争点を明らかにしていくことが重要であり、その結果を課題解決のために活かしていくことを定めています。
- 3 委員会審査の公開の原則と町民を意識した議論展開していくことを定めています。
- 4 議論している事項に関して効果的で民主的な課題解決を図るために、多様な住民意思・意見を聴取するための意見交換会等が開催できることを定めています。

#### (議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策立案及び提言能力を高めるため、研修を実施します。

- 2 議会は、前項の研修を実施するに当たって、知識経験等を有する者の協力を要請することができます。

#### 【解説】

- 1 議員としての能力向上のため研修を実施していくことを定めています。
- 2 研修を実施するに当たり、知識経験を有する者や専門家等の協力を得て実施できることを定めています。

#### (議員の政治倫理)

第7条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者としての倫理性を常に自覚し、

自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

2 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 議員は、首長とともに住民の直接選挙により選ばれることから、町民全体の奉仕者であることを深く認識して、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めているものです。
- 2 議員として守るべき事項は別に定めます。

### 第3章 議会の会期と運営

#### (通年議会)

第8条 議会は、議会の主体性と機動性を高めるため、通年会期とします。

2 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 社会情勢を踏まえて、行政諸課題に適切に対応するため、会期を通年とすることを定めています。この定めにより、下川町議会会議条例(令和3年条例第2号)で定例会の会期を5月から4月と規定し、本会議は、同条例で6、9、12、3月に「定例会議」として再開することを定めています。定例会議のほか、緊急に審議が必要な場合は、都度「臨時会議」として再開します。
- 2 同時期に制定した「下川町議会会議条例」で通年議会に必要な事項を定めています。

#### (議長、副議長の所信表明)

第9条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者が公開の場で所信表明する機会を設けます。

2 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 議会は、議長及び副議長を志願する者に、議会活動の方向性を明確化するとともに議会の透明性をより高めるため、所信表明の機会を設けることを定めています。
- 2 所信表明を実施するための規定は、別に要綱を制定します。

#### (傍聴等の原則)

第10条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

- 2 議会は、町民の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営を行います。
- 3 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 議会は、町民の代表機関であることを自覚して、常に住民に開かれた議会を推進していくことを定めています。
- 2 町民の傍聴に関して、提出案件の概要等を配付することで、審議している内容を把握できるようにします。
- 3 下川町議会傍聴条例(令和3年条例第3号)として制定しています。

**(災害等への対応)**

第11条 議会は、災害等が発生したときは、下川町議会災害等対策連絡会議を設置することができます。

2 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 大規模災害などの非常時において、議事・議決機関としての議会在、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという機能の維持を確保していくために連絡会議を設置することを定めています。
- 2 下川町議会災害等対策連絡会設置要綱(令和3年議会訓令第5号)として制定しています。

**(議会事務局の体制強化)**

第12条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を充実するため、議会事務局の体制強化に努めます。

**【解説】**

議会事務局は、議会に関する事務を行い、議会の政策立案の支援を行うことから人員を含めて機能の強化、組織体制の整備を図っていく必要があることを定めています。

**第4章 町民と議会の関係**

**(情報の公開)**

第13条 議会は、議会活動に関する情報を公開し、町民と情報を共有します。

- 2 議会は、町民に対して説明責任を果たすため、議会における議員の活動状況に係る情報を提供します。
- 3 議会は、原則としてすべての会議を公開します。ただし、公開しない場合には、その理由を説明します。

**【解説】**

- 1 議会に関する活動の情報公開を実施し、町民と共有していくことを定めています。
- 2 議会は、町民の付託に応えるために情報公開に取り組んでいくことを定めています。

す。

- 3 議会の会議（委員会での審議を含む）は原則公開するが、非公開の場合は理由を明らかにすることを定めています。

#### （通報者の保護等）

第 14 条 議会は、町民が、何人かの行為が町政の公正を妨げ、または町に不利益を及ぼす恐れがあることを議会に通報した場合は、通報者に不利益が及ぶことがないよう保護を図るとともに、適切な方法によって慎重に事実関係を調査します。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

#### 【解説】

- 1 議会は、町民や町政に関し不利益を及ぼすような事態を招くことを防ぐための通報をした者に不利益が及ばないように保護し、事実がどうであるかを調査することを定めています。
- 2 通報者の適切な保護や調査のために必要な事項は別に定めますが、町政全体に関わることでもあるため、執行側とも協議をしながら適正な例規を規定する必要があります。

#### （町民の参加と連携）

第 15 条 議会は、町民との交流を深め、連携を強めるために、町民、団体、NPO法人等との意見交換の場を多様に設けて、広く意見を聴取し、議会活動に反映します。

- 2 町政の現在と未来にとって重要な事件の議決に当たっては、公聴会制度、参考人制度等を活用し、町民の意見を聴取するよう努めます。
- 3 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付けて、審議において必要と判断したときは、提案者の意見を聴くことができます。

#### 【解説】

- 1 既に実施している「井戸ばた会議」などにより、多様な住民意思・意見を聴取していくことを定めています。
- 2 現在や今後の下川町にとって重要となる議案等や事務に関し、公聴会あるいは参考人制度を活用し、公的意見を聴くように努めていくことを定めています。
- 3 請願や陳情を町民の意見ととらえて、必要な場合には提案した者の意見を聴くことができることを定めています。

#### （議会環境の整備）

第 16 条 議会は、町民が議員になって活動することに意欲をもち、また議員として活動しやすい議会環境の整備に努めます。

**【解説】**

議員となることを志す者が熱意を持って活動できるようにしていくことを定めています。

(広聴広報活動の充実)

第 17 条 議会は、町政に係る論点や争点の情報を議会の視点から、多様な手段と方法を用いて町民に周知します。

- 2 議会は、町民の多くが町政への関心を高めることができるよう、広聴広報活動の強化に努めます。
- 3 議会は、議会や町政に対する町民の多様な意見、批判、提案等を受け、これらを議会の諸活動に反映するため、議会モニターを設置します。
- 4 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 議会は、議会だよりやホームページ、議会中継などにより、情報の周知を図っていくことを定めています。
- 2 町民が行政と議会に関心が持てるよう広報活動を充実することに努めていくことを定めています。
- 3 既に設置している議会モニターの方々のご意見等をいただき、議会だよりや議会活動の参考としていくことを定めています。
- 4 下川町議会モニター設置要綱(平成 30 年議会訓令第 1 号)が制定されています。

(議会白書と公表)

第 18 条 議会は、議会及び議員の活動内容を公表し、議会活動の活性化を図ります。

- 2 議会は、議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1 年ごとに公表します。
- 3 議会は、議会活動を自己評価し、その結果を 1 年ごとに公表します。

**【解説】**

- 1 議会及び議員の活動内容を公表することにより、議会活動の活性化を図っていくことを定めています。
- 2 本会議や委員会等の会議の開催状況及び審議結果や議員の賛否等を町民に周知するため、報告書を作成することを定めています。
- 3 議会が自ら評価を行い、町民に公表することを定めています。

第 5 章 町長等と議会の関係

(町長等と議会、議員の関係)

第 19 条 議会及び議員は、二元代表制における町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分発揮した議会活動を行うことにより、審議における町長等との緊張関

係の保持に努めます。

- 2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点や争点を明確にして行います。
- 3 一般質問での議員と町長等との質疑応答については、一問一答方式で行います。
- 4 町長等は、一般質問において質問の趣旨、内容の確認、質問の背景及び根拠を確認するため、議長の許可を得て反問することができます。
- 5 質問通告者は、事前通告の内容に関わらず、町長の町政執行方針(予算編成方針を含む。)及び教育長の教育行政執行方針について、一般質問で取り上げることができます。
- 6 議会は、本会議等における議員の一般質問、議案審議における町長等の答弁について、必要と認めたときは、その後の町長等の対応を調査し公表します。
- 7 前項に関して必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

- 1 町長等との権限の違いを踏まえ、議会審議における緊張関係の保持に努めることを定めています。
- 2 審議における質疑応答は論点、争点を明確にしていくことを定めています。
- 3 一括質問・一括答弁では、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあることからこれらを明確にしていくために、一問一答方式で行うことを定めています。
- 4 町長等(町長、教育長及び各行政委員会の長(農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員)を言い、副町長も含みます。)は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため問い返すことができることを定めています。
- 5 町政執行方針等については、事前に通告事項がなくても一般質問することができることを定めています。
- 6 一般質問や議会審議における町長等の答弁に係る進捗状況について確認することができ、それを公表することを定めています。
- 7 下川町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱(令和2年議会訓令第1号)が制定されています。

**(文書質問)**

- 第20条 議員は、通年議会を活用し、休会中においても主体的かつ機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対して、文書質問を行うことができます。
- 2 議会は、文書質問の内容及び町長等の回答を議会だより、議会ホームページ等により公表します。

**【解説】**

- 1 通年議会の導入に伴い、6、9、12、3月に再開する定例会議の期間を除く時期に一般質問に相当する内容の文書質問を行うことができることを定めています。

2 文書質問の内容及び町長等の回答は、広く町民に周知することを定めています。

(政策形成過程等の説明)

第 21 条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、充実した議会審議を行うため、次に掲げる政策形成過程の資料を求めることができます。

- (1) 政策等の発案者
- (2) 町民参加の実施の有無とその内容
- (3) 下川町総合計画若しくは 国や北海道の計画との整合性
- (4) 将来にわたる財政計画、コスト計算及び財源措置
- (5) 広域行政(広域圏、一部事務組合)との整合性
- (6) 他の自治体の類似する政策等との比較及び検討

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、論点や争点を明確にし、特に執行後に想定される状況を重視して審議を行います。

【解説】

- 1 議会は、特に重要な政策等の意思決定において、執行後も想定しながら、政策形成過程を論点として審議を行うため、審議水準を高めるため6項目にわたる資料の提出を求めることができることを定めています。
- 2 議会は、町長等から提供された資料をもとに論点、争点を明確し、政策等執行後の評価に役立つような審議を行うことを定めています。

(事業別説明資料の提出)

第 22 条 議会は、予算及び決算の審議を効果的に行うため、町長等に対して、当該年度予算の事業別説明資料とともに、これら予算事業を過年度予算で執行した事業の評価及び総合計画に掲載した事業との関連を示す資料を求めることができます。

【解説】

議会は、予算案や決算について議員が審議を深められるように、町長等へ事業別の予算資料や過年度執行した事業の評価、総合計画との関連を示す資料の提供を求めることができることを定めています。

(評価の実施)

第 23 条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等の評価(以下「議会の評価」という。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

**【解説】**

- 1 議会は、町長等が執行した政策等(政策・施策・事務事業)について評価を行うことを定めています。
- 2 前項による評価結果を予算に反映させるため、町長等に明示することを定めています。

(政策提言活動の強化)

第 24 条 議会は、政策立案機能の強化に努め、町政の発展と町民福祉の増進をめざして、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提言に積極的に取り組みます。

**【解説】**

議会は、議員の各種研修への積極的な参加等による能力向上に努め、町の発展と町民福祉の向上のために政策提言を行っていくことを定めています。

(議決事件)

第 25 条 議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 2 項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 下川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (3) 包括連携協定(ただし、協定先が会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社に限る。なお、締結前に議決することが困難である場合は、締結後において承認を求めるものとする。)
- (4) 下川町森林整備計画(軽微な変更を除く。)
- (5) 下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(施策および事業の変更を除く。)
- (6) 下川町公共施設等総合管理計画(指標または目標値等の数値の変更を除く。)

**【解説】**

議事機関としての機能強化のため、地方自治法に基づき下川町議会が追加する議決事項を定めています。

第 6 章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第 26 条 議員定数及び議員報酬は、別に定めます。

- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、第 28 条に定める附属機関に諮るほか、各種町民参加及び町民意向調査等を十分に活用します。
- 3 議員定数及び議員報酬を改正するための条例案は、法に基づく町民の直接請求があった場合を除き、前項の手続きを踏まえて議員が提案します。



#### 【解説】

- 1 議員定数は、下川町議会の議員の定数を定める条例(平成 14 年条例第 33 号の 1)、議員報酬は、下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 44 号)で制定しています。
- 2 議員定数及び議員報酬の改正を行う場合は、別に定める附属機関に意見を求めるほか、町民会議やアンケート調査等により、十分に町民の意向を確認することを定めています。
- 3 地方自治法に基づく直接請求によるほかは、議員定数及び議員報酬の改正を行う場合は第 2 項の手続きを経て、条例改正のための議員提案を行うことを定めています。

### 第 7 章 最高規範性及び議会改革の推進手続

#### (最高規範性)

第 27 条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、訓令等もこの条例の理念に従わなければなりません。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行います。

#### 【解説】

- 1 この条例を議会における最高規範として位置付け、議会に関する条例などの制定・改正については、この条例の趣旨を尊重することを定めています。
- 2 一般選挙後速やかにこの条例の理念と実行方法を研修することを定めています。

#### (附属機関の設置)

第 28 条 議会は、第 26 条に規定する議員定数及び議員報酬のほか、議会活動に関して、審議、諮問又は調査のために必要があると認めるときは、別に定めるところにより、知識経験等を有する者で構成する附属機関を設置します。

#### 【解説】

「専門的知見の活用」の手法により複数の知識経験を有する者等の外部の方に委嘱を行い、検証や意見をいただくことができることを定めています。手続きの方法は、下川町議会会議条例及び下川町議会諮問会議設置条例(令和 3 年条例第 4 号)で規定しています。

#### (議会改革の推進)

第 29 条 議会は、この条例が町民とともに育てる条例であることを深く認識して、積極的に不断の議会改革に努めます。

- 2 議会は、この条例の目的が果たされているか、議会運営委員会において 1 年ごとに検証します。

- 3 議会は、検証の結果、制度の改革が必要と判断した場合は、適切な措置を講じます。
- 4 議会は、質の高い議会改革を系統的に推進するため、先進事例の調査研究に取り組みます。

**【解説】**

- 1 この条例は、「町民とともに育てる条例」であることを理念としていることから、日頃から議会改革に努めていくことを定めています。
- 2 この条例の目的が達成されているかどうかを毎年検証することを定めています。
- 3 検証した結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めた適正な措置を講じることを定めています。
- 4 議会改革を体系的に推進していくために、先進事例に学んでいくことを定めています。

## 第8章 補則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

**【解説】**

この条例を実行するために必要な事項は、条例、規則及び要綱などを制定していきます。

附 則 (令和3年3月17日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(下川町議会定例会条例等の廃止)

2 下川町議会定例会条例(昭和22年下川町条例第12号)及び下川町議会の議決すべき事件に関する条例(平成23年下川町条例第9号)は、廃止する。

附 則 (令和4年3月11日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ◆改正の内容

### 第2版発行時での反映箇所

令和3年8月30日 下川町議会訓令第5号に基づく修正

改正の箇所：第11条第2項の規定に基づき、別に要綱として「下川町議会災害等対策連絡会議設置要綱（令和3年8月30日議会訓令第5号）」を定めたことにより解説を修正しました。

改正の理由：下川町内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に下川町議会議員が適切な行動を取ることにより、下川町議会の基本的な機能を維持し、下川町の災害対策を側面から支援するとともに、町民の安全確保及び早期の復旧、復興に寄与することを目的として、「下川町議会災害等対策連絡会議設置要綱」を制定しました。

令和4年3月11日 下川町条例第2号に基づく修正

改正の箇所：第19条第4項中「町長」を「町長等」に改めました。

改正の理由：一般質問に対する反問権について、当初は町長のみにはしか認めていなかったが、条例制定の趣旨や論点・争点をより明確にしていく観点から反問権行使の対象者の拡大をするために改正を行いました。

### 第3版発行時での反映箇所

令和5年3月20日 下川町条例第9号に基づく修正

改正の箇所：第3条に1項（第7項）を追加しました。

改正の理由：令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールが規定されることとなり、それらの状況に合わせて、議会基本条例に個人情報の取り扱いに関する事項を規定するために一項を加えるものです。議会基本条例は、議会運営の最高規範であり、個人情報の取り扱いに関しても、議会としての姿勢を対外的に明らかにし、その理念を規定する必要があること、また、第3条に規定する議会の活動原則の一つとするために改正を行いました。

※第3版での修正箇所は、文中に下線をしてあります。



令和3年6月 第1版発行

令和4年3月 第2版発行

令和5年4月 第3版発行

北海道下川町議会

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

Tel 01655-4-2511 / FAX 01655-4-2517

E-mail : s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp